

給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意

⑦

給与支払報告書（個人別明細書）

														※ 種 別				※ 整理番号				※					
給与を支払う者	住所	※ 区分												受給者番号 1234-5678													
		② 〇〇市〇〇町2丁目1番地1号 ハイツ2-101号												個人番号				123456789012									
														役職名								③					
														氏名				(フリガナ)				アイチ タロウ					
種別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額													
給料・賞与		内 千 円				千 円 内				千 円 内				千 円													
		8 649 197				6 684 277				3 597 643				0													
(源泉)控除対象配偶者		配偶者(特別)控除の額				控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数				障害者の数 (本人を除く。)				非居住者である親族の数									
の有無等		老人				特定				老人				その他				特別				その他					
有		従有				人 従人				人 従人				人 従人				人 内				人 人					
○		380 000				1 1				1 1				1 1				1 1									
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額															
内 千 円				千 円				千 円				千 円				千 円				千 円							
882 643				120 000				25 000				100 000															
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 113,400 円、控除外額 36,600 円																											
④ 〇〇条約〇〇条該当														租税条約関連													
前職: 〇〇商事株式会社														支払金額: 1,000,000 円													
社会保険: 50,000 円														源泉: 2,000 円													
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		80,000 円		旧生命保険料の金額				介護医療保険料の金額		80,000 円		新個人年金保険料の金額		80,000 円		旧個人年金保険料の金額									
住宅借入金等特別控除の額の内訳		適用数		1		居住開始年月日(1回目)		平成〇〇		7 月 3 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住		住宅借入金等年末残高(1回目)		10,000,000 円									
		可能額		100,000 円		居住開始年月日(2回目)				年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)											
(源泉・特別)控除対象配偶者		フリガナ		アイチ ハナコ		区分				配偶者の合計所得		⑥		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円							
		氏名		愛知 花子										基礎控除の額		480,000 円		所得金額		円							
		個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2												調整控除額		14,920 円									
控除対象扶養親族		フリガナ		アイチ マツ		区分				⑦		フリガナ		アイチ ユリ		区分				5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号							
		氏名		愛知 マツ				氏名				愛知 ユリ															
		個人番号		9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				個人番号				7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8															
		フリガナ		アイチ ケンタ		区分		01				フリガナ				区分											
		氏名		愛知 健太								氏名															
		個人番号		8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9								個人番号															
【国内非居住者である扶養親族の区分表記】																											
右の図に従って区分を記載してください。														表示 控除対象扶養親族の区分													
詳しくは「令和5年分以降の給与所得の源泉徴収票の控除対象扶養親族の区分欄の記載方法」(国税庁ホームページ)をご覧ください。														空欄 居住者													
														01 非居住者(30歳未満又は70歳以上)													
														02 非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)													
														03 非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)													
														04 非居住者(30歳以上70歳未満、38万以上送金)													
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙欄		本人が障害者		特別		その他		寡婦		ひとり親		勤労学生							
市区町村提出用		支払者		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				⑧ 中途就・退職		就職		退職		年 月 日		元 号		年 月 日							
				住所(居所)又は所在地		〇〇市〇〇町1丁目100番地																					
				氏名又は名称		株式会社 △〇商事																					
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。																											

※細部については、実際の様式と若干異なりますので、ご了承ください。

記載に当たっては、「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページ)

を参照ください。

※給与支払報告書には令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の収入等を記載してください。

①【年度】

⑦と記載のあるものを使用してください。

②【住所】

令和7年1月1日現在の住所(アパートやマンション名も)を記載。

③【個人番号】、【氏名】、【受給者生年月日】

支払を受ける方の個人番号(マイナンバー)、氏名、生年月日は必ず記載。

④【摘要】

○定額減税所得税減税控除済額等

令和7年度の変更点。所得税での定額減税控除済額と控除外額(定額減税可能額の控除残額)を記載。

また、合計所得金額が1,000万円超である方で、定額減税適用対象の同一生計配偶者がある場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載。

○租税条約適用の記載

技能実習生等で租税条約を適用し、所得税の免除を受けている方は「〇〇条約〇〇条該当」又は条約名等が不明であれば、「租税条約適用」と記載。

○徴収区分

住民税を特別徴収できない方については、摘要欄に必ず普通徴収と記載。普通徴収の記載がない場合は、「特別徴収」とします。

○前職分

前職分を含めて記載した場合は「支払者名」、「支払金額」、「社会保険料の金額」及び「源泉徴収税額」を必ず記載。

○「配偶者氏名(同配)」の記載

合計所得が1,000万円を超える方で障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者がいる場合は摘要欄に「配偶者氏名(同配)」と記載。

⑤【生命保険料の金額の内訳】

「生命保険料の控除額」欄を求める際に適用した各保険料の支払金額についてそれぞれ該当する欄に記載。

⑥【配偶者の合計所得】

令和6年中の配偶者の合計所得を記載。※収入金額ではありません。

⑦【16歳未満の扶養親族】

源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要です。

⑧【中途就・退職】

中途就・退職者については、該当する方に○を記載し、就職日・退職日を併せて記載。

【訂正・取消について】

給与支払報告書の提出後、給与支払金額等に訂正がある場合は、速やかに訂正の給与支払報告書等を提出してください。

その際は、正しい給与支払報告書の摘要欄に「訂正」と記載し、再提出してください。また、提出を取り消す場合は、同じ内容の給与支払報告書の摘要欄に「取消」と記載し、再提出してください。上記どちらの場合も、総括表を添えて提出してください。総括表の報告人員欄は、再提出時の給与支払報告書の提出人数を記載してください。

個人事業主の方へのお願い

支払者が個人事業主の場合、下記の書類で本人確認、個人番号確認及び代理権確認をさせていただく必要があります。郵送の場合は書類の写し(委任状は原本)を同封してください。
e L T A Xの場合は不要です。

- (1) 支払者本人が提出する場合
⇒ ・番号確認書類(支払者のもの)・本人確認書類(支払者のもの)
- (2) 代理人(税理士等)が提出する場合
⇒ ・番号確認書類(支払者のもの)・本人確認書類(代理人のもの)
・代理権確認書類

※番号確認書類…個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票

※本人確認書類…運転免許証、個人番号カード、健康保険証、年金手帳等

※代理権確認書類…税務代理権限証書、委任状